

第67回定例会

伊方町議会議録

NO. 2

令和3年12月23日 開会

伊方町議会

第 6 7 回伊方町議会定例会会議録(第 2 号)

招集年月日	令和 3 年 1 2 月 2 3 日
招集の場所	伊方庁舎 4 階議場
開会 (開議)	1 2 月 2 3 日 1 0 時 0 0 分宣告
出席議員	1 番 田村 義孝 2 番 加藤 智明 3 番 高月 芳人 4 番 木嶋 英幸 5 番 末光 勝幸 7 番 清家慎太郎 8 番 福島 大朝 9 番 菊池 隼人 10 番 山本 吉昭 11 番 中村 敏彦 12 番 吉川 保吉 13 番 阿部 吉馬 14 番 小泉 和也
欠席議員	なし
欠 員	6 番
本会議に職務のため出席した者の氏名	事務局長 上田 時茂 書 記 藤川 輝之 書 記 篠川 俊一 書 記 松澤 広明
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の氏名	町 長 高門 清彦 副 町 長 濱松 一良 教 育 長 中井 雄治 監 査 委 員 岡田 包 総 務 課 長 橋本 泰彦 危 機 管 理 監 谷村 栄樹 総 合 政 策 課 長 菊池 嘉起 町 民 課 長 林 栄作 保 健 福 祉 課 長 中田 克也 農 林 水 産 課 長 菊池 暁彦 観 光 商 工 課 長 清水 浩二 建 設 課 長 寺谷 哲也 瀬 戸 支 所 長 田中 洋介 三 崎 支 所 長 清水 栄造 上 下 水 道 課 長 山藤 一也 会 計 管 理 者 谷口 誠 教育委員会事務局長 阿部 茂之
町長提出議案の項目	議案第 100 号 令和 3 年度伊方町一般会計補正予算 (第 8 号) 議案第 101 号 令和 3 年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) 議案第 102 号 令和 3 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算 (第 1 号) 議案第 103 号 令和 3 年度伊方町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) 議案第 104 号 令和 3 年度伊方町水道事業会計補正予算 (第 2 号) 議案第 105 号 伊方町デイサービスセンターの指定管理者の指定について 議案第 106 号 瀬戸在宅高齢者共同生活支援施設の指定管理者の指定について 議案第 107 号 伊方町観光物産センターの指定管理者の指定について 議案第 108 号 伊方農林水産物処理加工施設の指定管理者の指定について 議案第 109 号 伊方製氷施設の指定管理者の指定について 議案第 110 号 瀬戸製氷施設の指定管理者の指定について 議案第 111 号 三崎種苗生産施設の指定管理者の指定について 議案第 112 号 愛媛県市町総合事務組合規約の変更について 議案第 113 号 愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体から脱退に

	伴う財産処分について 議案第 114 号 八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合の規約の変更について 議案第 115 号 令和 3 年度伊方町一般会計補正予算（第 9 号）	
議員提出議案の項目	なし	
委員会提出議案の項目	なし	
その他	議会運営委員会の閉会中の継続調査の件 原子力発電対策特別委員会の閉会中の継続調査の件 議会改革特別委員会の閉会中の継続調査の件	
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第 21 条）	
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の 2 人を指名した。（会議規則第 127 条）	
	10 番 山本 吉昭議員	11 番 中村 敏彦議員

伊方町議会第67回定例会議事日程（第2号）

令和3年12月23日(木)
午前10時00分 開議

1 再開宣告

1 議事日程報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 令和3年度伊方町一般会計補正予算（第8号）（議案第100号）

第 3 令和3年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（議案第101号）

第 4 令和3年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）
（議案第102号）

第 5 令和3年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第2号）（議案第103号）

第 6 令和3年度伊方町水道事業会計補正予算（第2号）（議案第104号）

第 7 伊方町デイサービスセンターの指定管理者の指定について（議案第105号）

第 8 瀬戸在宅高齢者共同生活支援施設の指定管理者の指定について
（議案第106号）

第 9 伊方町観光物産センターの指定管理者の指定について（議案第107号）

第10 伊方町農水産物処理加工施設の指定管理者の指定について（議案第108号）

第11 伊方製氷施設の指定管理者の指定について（議案第109号）

第12 瀬戸製氷施設の指定管理者の指定について（議案第110号）

第13 三崎種苗生産施設の指定管理者の指定について（議案第111号）

第14 愛媛県市町総合事務組合同規約の変更について（議案第112号）

第15 愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について
（議案第113号）

第16 八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合の規約の変更について（議案第114号）

1 閉会宣告

伊方町議会第67回定例会議事日程（第3号）

令和3年12月23日（木）

- 追加日程 第 1 令和3年度伊方町一般会計補正予算（第9号）（議案第115号）
- 〃 第 2 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 〃 第 3 原子力発電対策特別委員会の閉会中の継続調査の件
- 〃 第 4 議会改革特別委員会の閉会中の継続調査の件

再開宣告（10時00分）

○議長（小泉和也） おはようございます。これより、伊方町議会第67回定例会を再開いたします。只今の出席議員は、13名であります。定足数に達しております。

よって、本会議は成立いたしました。

議事日程報告

○議長（小泉和也） 「議事日程報告」を行います。本日の議事日程は、お手元に配布してありと
おりであります。それにしたがって、議事を進めてまいります。

これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（小泉和也） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、17日の本会議と同様、10番 山本吉昭議員、11番 中村敏彦議員を指名いたします。

議案第100号

○議長（小泉和也） 日程第2「令和3年度伊方町一般会計補正予算（第8号）」議案第100号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 議案第100号 令和3年度伊方町一般会計補正予算（第8号）の説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ3億1,259万5千円を追加し、総額を104億7,734万9千円とするものであります。

歳出の主なものといたしまして、2款総務費については、財政調整基金積立金2億9,219万2千円、民間との連携による施策推進事業委託577万5千円、ふるさと応援寄附金関連経費1,233万3千円を計上いたしております。

4款衛生費については、新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター予約業務委託1,166万
円、休業要請協力金248万2千円を計上いたしております。

7款商工費については、DMO法人設立支援業務委託330万円を計上いたしております。

8款土木費については、道路維持補修564万円を計上いたしております。

9款消防費については、八幡浜地区施設事務組合消防事業負担金1,313万2千円を計上いた
しております。

以上、歳出についての主なものの説明といたしますが、これに対します歳入の主なものは、11

款地方交付税 1 項地方交付税については、普通地方交付税 5 億 1,345 万 3 千円を計上いたしております。

15 款国庫支出金 2 項国庫補助金については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 961 万 8 千円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金 1,263 万円を計上いたしております。

16 款県支出金 2 項県補助金については、えひめ版応援金事業費補助金 2,575 万 5 千円を計上いたしております。

18 款寄附金 1 項寄附金については、ふるさと応援費寄附金 1,500 万円を計上いたしております。

21 款諸収入 7 項雑入については、後期高齢者療養給付費精算 1,033 万 6 千円、八幡浜・大洲地区ふるさと市町村圏基金出資・解約等返還金 3,487 万 4 千円を計上いたしております。

以上、令和 3 年度伊方町一般会計補正予算（第 8 号）の主な説明とさせていただきます。

なお、詳細につきまして、ご質問等がございましたら、担当課長より説明させていただきますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（小泉和也） お諮りいたします。審議の方法は、歳入歳出とも項を追っていきたいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認め、歳出から項を追って審議を進めてまいります。

予算書の 16 頁をお開きください。

1 款 議会費

1 項 議会費（16 頁） 質疑ありませんか。

2 款 総務費

1 項 総務管理費（16 頁～19 頁） 質疑ありませんか。

2 項 徴税費（19 頁） 質疑ありませんか。

3 項 戸籍住民基本台帳費（20 頁） 質疑ありませんか。

6 項 監査委員費（20 頁） 質疑ありませんか。

3 款 民生費

1 項 社会福祉費（20 頁～21 頁） 質疑ありませんか。

2 項 児童福祉費（21 頁～23 頁） 質疑ありませんか。

3 項 老人福祉費（23 頁～24 頁） 質疑ありませんか。

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費（24 頁～26 頁） 質疑ありませんか。

2 項 清掃費（26 頁） 質疑ありませんか。

3 項 水道費（26 頁） 質疑ありませんか。

6 款 農林水産業費

1 項 農業費（26 頁～28 頁） 質疑ありませんか。

3 項 水産業費（28 頁） 質疑ありませんか。

7 款 商工費

1 項 商工費 (28 頁～29 頁) 質疑ありませんか。

8 款 土木費

1 項 土木管理費 (29 頁) 質疑ありませんか。

2 項 道路橋梁費 (30 頁) 質疑ありませんか。

4 項 住宅費 (30 頁) 質疑ありませんか。

5 項 公園費 (31 頁) 質疑ありませんか。

6 項 公共下水道費 (31 頁) 質疑ありませんか。

7 項 集会所費 (31 頁) 質疑ありませんか。

9 款 消防費

1 項 消防費 (31 頁～32 頁) 質疑ありませんか。

○議員 (清家慎太郎) 議長

○議長 (小泉和也) 清家議員

○議員 (清家慎太郎) ちょっと関連ぼくはなるんですが、人命安全に係わることなので、質問をさせていただきたいんですが、先日町民グラウンドの話が出ていたと思います。一方ではもっとも人災が懸念される場所であるというふうな意見があり、また、理事者側はそれに対して、必要十分な調査をして安全性は確認されているというふうな答えをされていたと思います。ちょっと言い分は異なりますので、人命安全に関することは、一応キッチリと確認をしておきたいと思いますので、本当に町民グラウンドというのは、必要十分な調査をし、安全性が確認されているのかどうか、ご答弁お願いしたいと思います。

○教育委員会事務局長 (阿部茂之) 議長

○議長 (小泉和也) 教育委員会事務局長

○教育委員会事務局長 (阿部茂之) 伊方町民グラウンドの安全性についてお答えいたします。伊方町民グラウンドについて、当時の資料等含め再確認を行いました。同施設につきましては、平成 4 年度に工事着工、平成 7 年度に完成いたしまして、平成 8 年度より供用開始以降現在までに 25 年近くスポーツレクリエーション施設として、町民の皆様にご利用いただいている施設でございます。同施設の建設にあたりましては、平成 4 年度に伊方町民グラウンド敷地造成工事实施調査、測量設計業務として、設計をおこなっております。その設計成果報告書によりますと、17 箇所のボーリングによる、地質調査の結果に基づき、盛土部斜面安定計算書等様々な基準に基づいた計算が適切になされており、特に盛土の安定検査の方においては、常時も地震時も供用安全率を数値的に上回っており、斜面は十分に安全であるという調査結果が出ております。既設の建設にあたっては、この設計書を基に、適切な施工管理の基、施行されております。

また、同施設は、伊方町地域防災計画の中で、指定緊急避難場所や広域防災拠点、ヘリコプターの飛行場往来、離着陸上にも指定されており、伊方町にとって、災害時の重要な拠点の一つとなっております。また、この 25 年間で、台風や大雨等が幾度もございましたが、同施設で災害が発生

しておらず、近隣の住民や利用者の方からも不安な声や危険個所の情報は寄せられておりません。また、先日教育委員会事務局の職員により、改めて現地の法面等を目視で確認してまいりましたが、災害の兆候となる現状は認められませんでした。以上のとおり、再確認の結果同施設が災害に対して、脆弱と思える根拠は見つけれませんでした。以上、回答いたします。

○議員（清家慎太郎） 議長

○議長（小泉和也） 清家議員

○議員（清家慎太郎） 確かにスポーツレクリエーションまた防災機関であります消防団におきましては、操法大会だ、出初式だということで、相当数の車両の配備かなり荷重がかかる場所でもあります。そこで明らかに盛土で人災の危険性が高いというふうな話が出たもので、何らかの根拠があるような発言かと思ってちょっと確認をさせていただきました。今ほどのご答弁を聞かせていただくと十分な調査をし、地震時でも安全上を上回る余裕があるということで安心をしております。昨日も・・もありましたので、そういう問い合わせもありましたので、また再度その問い合わせがある時には、今ほどご答弁いただいた内容を説明をさせていただいたらと思います。

再度、もう一つ質問なんですけども、町内でちょっと危険だなと思われるような場所っていうのは、現在町が把握されてる部分でありますでしょうか。

○建設課長（寺谷哲也） 議長

○議長（小泉和也） 建設課長

○建設課長（寺谷哲也） 町内の危険個所ということですけども、先の一般質問でもお答えさせていただきましたように、人命、財産等に危険を及ぼす可能性のある盛土箇所ということで、伊方町におきましては、12箇所、県と協同で様々な資料、現地調査等を含めまして、調査をおこなっております。その結果、伊方町においては、そういった災害の発生が心配される危険な箇所というものはないというような結果を得ております。現時点におきましては、伊方町にはそういった危険な盛土箇所はないということでご理解いただいてよろしいかと思えます。

○議員（清家慎太郎） はい、終わります。

○議長（小泉和也） 他にありませんか。

○議員（山本吉昭） 議長

○議長（小泉和也） 山本議員

○議員（山本吉昭） 消防団の関係のこと先般の全協にもちょっとお伺いしたんですけど、いわゆる消防団員のポンプ車ですかね、ポンプ車の車重が重いがゆえに新しく免許、普通免許をとった団員については、ポンプ車は運転できないということになっております。そうした中で、やはり今後もどんどん新しい消防団員が増える中で、必ずやその問題が出てくると思うんですが、そこらの対応といいますか、どのように考えておられるのかお伺いをいたします。

○危機管理監（谷村栄樹） 議長

○議長（小泉和也） 危機管理監

○危機管理監（谷村栄樹） ポンプ車の件なんですけども、平成29年3月に道路交通法改正になりまして、それ以前にとられた方は5tまで運転可能ということでポンプ車運転できるんですけども、それ以降にとられた方については、3.5t未満ということで、今町が保有しているポンプ車4tから5tということで、29年3月以降にとられた方については、運転ができないということになっております。現在ですね、他の自治体と希望調査しているところがございます、その状況を見ながら、制度設計について検討していきたいと考えております。以上です。

○議員（山本吉昭） 議長

○議長（小泉和也） 山本議員

○議員（山本吉昭） 当然他の自治体の関係もそういう問題を抱えておるのは、私も知ってはおりますけども、やはりできるだけ早く迅速に対応をお願いしたいと思います。災害というのはいつ起こるか分からない、そういった中で知らずに団員が普通免許で乗って無免許運転みたいなかたちになるので、そこら辺りの整備をですね、早くやっていただきたらと思います。いかがでしょうか。

○危機管理監（谷村栄樹） 議長

○議長（小泉和也） 危機管理監

○危機管理監（谷村栄樹） できるだけ消防団の支障とならないように円滑に運営できるようなことを考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（小泉和也） 他にありませんか。（「なし」の発言あり）

10 款 教育費

1 項 教育総務費（32 頁～33 頁） 質疑ありませんか。

2 項 小学校費（33 頁） 質疑ありませんか。

3 項 中学校費（34 頁） 質疑ありませんか。

4 項 社会教育費（34 頁～35 頁） 質疑ありませんか。

5 項 保健体育費（36 頁） 質疑ありませんか。

12 款 公債費

1 項 公債費（36 頁） 質疑ありませんか。

13 款 諸支出金

1 項 普通財産取得費（36 頁～37 頁） 質疑ありませんか。

歳出全般について、質疑ありませんか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（小泉和也） 末光議員

○議員（末光勝幸） 最初、町長の方からご説明がありました、農林水産課のいわゆるアグリ補助金、協力金の支払いの件なんですけども、この歳出の方の頁見ますとはっきりした頁がないように思うんですが、何頁のどこにそれが記載されているかを最初にお伺いしたいのと、それから協力金を支払うということで全協でもお伺いをいたしましたけれども、それが県外の宿泊者を断るといった過程において、町が要請をしてそれにつきまして、1万5,000円の休業保証金をお支払いします。

それを町が最初に提示したものなのか、あるいは企業が勝手にアグリの方から協力金をいただけませんか、そういう構図なのかを教えてくださいとお伺いしたいと思います。

○議長（小泉和也） 末光議員、衛生費の感染症予防対策費のところだと思うんですが。

○議員（末光勝幸） 何頁ですか。

○議長（小泉和也） 26頁。ちょっと分かりにくいとは思いますが、休業要請協力金と名目があるはずなんです。それですね。

○議員（末光勝幸） 分かりました。

○議長（小泉和也） 答弁をお願いします。

○農林水産課長（菊池暁彦） 議長

○議長（小泉和也） 農林水産課長

○農林水産課長（菊池暁彦） 今回、町内への新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための対策本部会議で4月20日から9月30日のまでの間、それぞれ感染対策期または警戒期におきたそれぞれの地域の方の町施設の利用制限の要請ということを決断をいたしました。指定管理者の基本協定書第33条につきましては、不可抗力によりまして、発生した費用等の負担について、定めております。第一項の規定によりまして、指定管理者から本質状況の報告がありまして、第2項の規定によりまして、町と指定管理者が協議をおこない、第3項の規定により協力金の支給をすることとしたものでございます。以上です。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（小泉和也） 末光議員

○議員（末光勝幸） 只今、不可抗力というようなお話がありまして、全協の方でもお伺いいたしましたけれども、対比してですね、少し視点がそれるかもしれませんが、亀ヶ池温泉の販売店に落雷があつて、火災をして、その商品が燃えてしまったと、その保証はないということで、それは全協の時ではそれは指定管理者の責任ですというふうなご答弁をいただいたと思いますけれども、指定管理者が商品に対して、保険に入っていない場合には、加入損害者保険に加入することは、考えておりますけど、結果的に入ってなかったと、しますと、最終的なリスクは、町にあるのではないかと考えております。私もいろいろとお話聞きましたけども、町民の方のお話を聞きましたけども、一人一業者あたり5万か10万かささやかな商品の展示でございますけども、陳列でございますけれども、併せればいろいろな物を併せると何百万というかたちになります。その補償については、雷がなったのでそれは、不可抗力です。どうしようもありません。指定管理者の責任ですということで、果たして指定管理者に対するリスクが問われているのかなという反面、この感染症、コロナウイルス、今年発生したものではございません。昨年からそういう状況が続いておって、そしてリスクですということで、先ほどご答弁でどちらが最初から提示したのか。あるいは、要求されたのか。そういうご返答なかったように思いますけども、やはり指定管理者に対するリスク管理、こちらではこのとおりということじゃなくて、やはり町民に対して、公正中立、公正な行政をやっていかないと納得できない面があるかと思っております。例えば、旅館、民宿、伊方町は、原子力発電

所がある関係で廃業はたくさんしましたけども、たくさんの旅館、民宿があります。で、こういう町外の方のお客さんをお断りする。できるだけ引き受けていただかないようお願いしたい。伊方町からコロナウイルスを発生させたくない。そういった行政の趣旨があるのであれば、こういうことで、町民のそういった業種の方に補償をしたいと思います。その中でアグリがありクリエイトの亀ヶ池がありましたというのでありましたが、指定管理者の分だけ補償いたしますと、そういったことでは町民のこういった予算がとおって施行された時に、町民の旅館、民宿業者の方がどのような思いをされるのか。そういったことを私は、心配するわけでございます。この点について、お伺いいたします。

○副町長（濱松一良） 議長

○議長（小泉和也） 副町長

○副町長（濱松一良） 先ほどの農林水産課長の答弁で少し曖昧な点がございました。いわゆる休業、指定管理者への休業についてはですね、これは伊方町の新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、当分の間、町の指定管理者、いわゆる宿泊施設ですね、これについては、利用を制限する。いわゆる休業をするということですね、また指示をするということを決定をいたしました。ですから、町からですね、要請をしたものでございます。先ほど、民間の方への対応策ということでございますけれども、この点については、県の方からも要請については、商工会等を通じてお願いはしておりましたけれども、強制的なものであるということではございません。今言ったように、強制的にいわゆる宿泊客をとらないようにという要請をしたものとそうでないもの。そういう違いはあろうかと思えます。それとですね、民間の方へのそういう対応策というところと少しちょっとズレるかも分かりませんが、いわゆる事業承継の対応策、こういったものについてはですね、先般12月の20日に当初予算編成にかかる重要政策として、取り組むべき事項について、担当課から町長のご了解を得て、私の方がヒアリングをしております。その中で、そういう事業承継の対応策について、十分検討するようというような支持は出させていただいております。いずれにしましても、議会でもこういうふうにご指摘をいただいておりますので、より皆様方に理解をしていただけるような、対応策というものをですね、検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（小泉和也） 末光議員

○議員（末光勝幸） 少し質問の意味をかわされたような気がするんですけど、事業承継等については私あまりお伺いはしておりませんが、前回の全協の時に休業補償金いわゆる満額の1万5千円を補償します。143人にかけて1万5,000円を補償いたしますと、その1万5千円の根拠はなんですかということ。私が思うのに旅館、民宿業であればだいたい利益はいろいろあるでしょうけど、2、3割程度でしょう。去年の協力金でクリエイト、アグリともに50万ずつ補償はされましたけども、その214人に対して1万5千円かける根拠、全協では非常に高い利益率があるんですということで、そういったご答弁がありましたけども、そのような高い利益率であるのであれば指

定管理の指定管理料を算定する時に、どの程度のものが必要とされたのかということが既に提示されておるわけですね。そのように粗利益1万5千円出せるぐらいでしたら、あまり高い指定管理料も出さなくてもよかったのではないかとそういうような疑問も新たに出てくるわけでございます。そういったことで、1万5千円満額というのはちょっと語弊があるかもしれませんが、1万5千円が出てきた根拠が、非常に私も理解し難い。町内の方々、町民の方にもいろいろお諮りをしましたけど、1万5千円という数字がいいなというふうなご意見が大半でございました。100%とは言いませんけども、それで1万5千円の数字が出できた根拠、また100何名かの方のキャンセルがあったと断った方の名簿は公表できますか。

○農林水産課長（菊池暁彦） 議長

○議長（小泉和也） 農林水産課長

○農林水産課長（菊池暁彦） 只今の1万5千円の関係でございます。宿泊施設の稼働の際には、1棟1泊1万5千円の利用料に対しまして、光熱水費及びクリーニング代等の経費が確かに生じますが、これは宿泊のみの不足分でございます。瀬戸アグリトピアは、交流体験施設でございます。宿泊者に対し、食事は提供しておりませんので、ほとんどの方がバーベキューを体験されます。また、その他の自然体験もありますが、利用の制限に伴いこれらの収入も減額となっております。体験事業を含めると、1棟1泊稼働しないことによる収入、支出それぞれの減少金額は、収入は、2万2千円程度、支出が5千円程度の減額となりまして、差し引き1万6千円から1万7千円程度の減収が見込まれる中、協力金の単価は1万5千円としてございます。

先の議員全員協議会では説明不足で誠に申し訳ございませんでした。今後は、より丁寧な説明を心がけてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、名簿につきましては、提出するべきではないと考えておりますので、ご理解願います。以上でございます。

○議員（末光勝幸） はい、終わります。

○議長（小泉和也） 他にありませんか。

○議員（山本吉昭） 議長

○議長（小泉和也） 山本議員

○議員（山本吉昭） 先ほど、副町長の方からいわゆる県はそういう指導をしている、で町はしてない。私はですね、いわゆるまん延防止、まん防ですかね、そういう対策が取られた時には、ほとんどのところは、当然県の県をまたぐ移動もないし、町をまたぐ移動もほとんど制限されたと思うんですね、やっぱ民間としては当然、非常に厳しい経営状況になつとる。私はね、そう思うんですけども、どこに視線を向けるのか。都合のいいところでやるんじゃなくて、実際に一番苦勞をしているのは、民間だと思うんですね、その中で、県のいわゆる給付金、応援金といいますか、そういうところだけに限られてる中で非常に厳しい現状の中でこの格差というのは、いつも心配するんですよ。指定管理のそういうところは、こうやって予算を付ける民間は知りませんよじゃなくて、民間に対しては給付金等もございすけども、本当にこうそんなに大きな金額ではない。この格

差が町民としては、「あれ、おかしいんじゃない」のって言われてもしょうがないと思うんですよ。そこをしっかりと町民が聞いた時に納得いくそういうことをですね、思ってるんですけども今一度このことについて、ご答弁をお願いいたします。

○副町長（濱松一良） 議長

○議長（小泉和也） 副町長

○副町長（濱松一良） 先ほどの私の答弁はですね、町有施設については、町が宿泊客を取らないというような、そういうふうな指示をだして、これは対策本部会議の決定に基づいてということでございます。それ以外の民間の事業者の方については、愛媛県の方から事業者の皆様へお願いということですね、その通知については、地元の商工会等を通じて、伝達をさせていただいております。そこに違いがあるということと、それに応じた事業者については、県の方から協力金という制度がございます、それに基づいて支給をされるというような状況になっております。それ以外にプラスアルファ町の方として支援ということについてはなかったというのは事実でございます。以上でございます。

○議員（山本吉昭） 議長

○議長（小泉和也） 山本議員

○議員（山本吉昭） 私が言いたいのは、その先ほど言ったように、町が指定管理をしている業者に対しては、こういうふうに予算を付けて、補償しますよ、でも民間については、私らは知りませんよじゃなくて民間についてもですね、そういうふうな「どうなってるの」、やはり非常に厳しい状況だと思うんですよ。そこはね、しっかりとお互いにうめて、町民が聞いたら、「いいな、指定管理の業者さんは、損しても補填してくれるから」、でも民間はそうじゃないんですよ。そこらの捉え方がちょっと違うじゃないかなということは私は指摘しよるんですよ。何回も言ってもあれですけど、やはり行政の目線というのは、どうしてもこの役場の中で、いうのが非常にこう目立ってしまって、現場。いつも町長が言うんですけども、ヒントは現場にあるんだ。現場の本当に苦勞してるそういう業者についてはどうなのかなって、しっかりとそういうところにも目を向けて、対策をしてほしいというのが私の思いなんです。今一度答弁お願いいたします。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 議員おっしゃられる意味はよく理解できます。松山市なんかは、重点地区になりまして、市の方から休業の要請を民間に対しておこなっております。それに対する補償というのは、市の方からやっていたというふうに認識をしております。伊方の場合はそういった地区に該当しておりませんでしたので、町として町有施設に限っては、万が一のことがあればいけないので、ご無理をお願いして、県外からのお客さんは取らないようにという対策本部の決定に基づいて要請をいたしました。民間に対しては、そこまで至っておらなかったというふうな事情もございまして、町としての休業要請はおこなって、休業要請というか県外からのお客さんを遠慮していただきたいというふうなことまでは要請はしておらなかったのでございます。もし、そうなった場合は当

然、要請した場合は、指定管理者と同じような取り扱いになるんだらうというふうに思います。その違いがあったということは、認識をいただきたいと思います。以上でございます。いずれにしましても、全員協議会の中で答弁させていただきましたように、民間にもしっかりと目配りをしたような対応は心がけてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（小泉和也） 他にありませんか。（「なし」の発言あり）

暫時休憩いたします。

休憩 10時38分

再開 13時00分

○議長（小泉和也） 再開いたします。次いで、歳入に入ります。9頁をお開きください。

1 款 町税

1 項 町民税（9頁） 質疑ありませんか。

2 項 固定資産税（9頁） 質疑ありませんか。

3 項 軽自動車税（9頁） 質疑ありませんか。

10 款 地方特例交付金

1 項 地方特例交付金（9頁） 質疑ありませんか

11 款 地方交付税

1 項 地方交付税（9頁） 質疑ありませんか。

13 款 分担金及び負担金

2 項 負担金（10頁） 質疑ありませんか。

15 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金（10頁） 質疑ありませんか。

2 項 国庫補助金（10頁～11頁） 質疑ありませんか。

3 項 委託金（11頁） 質疑ありませんか。

16 款 県支出金

1 項 県負担金（11頁～12頁） 質疑ありませんか。

2 項 県補助金（12頁～13頁） 質疑ありませんか。

3 項 委託金（13頁） 質疑ありませんか。

17 款 財産収入

1 項 財産運用収入（13頁～14頁） 質疑ありませんか。

18 款 寄附金

1 項 寄附金（14頁） 質疑ありませんか。

19 款 繰入金

1 項 特別会計繰入金（14 頁） 質疑ありませんか。

2 項 基金繰入金（15 頁） 質疑ありませんか。

21 款 諸収入

7 項 雑入（15 頁） 質疑ありませんか。

○議員（山本吉昭） 議長

○議長（小泉和也） 山本議員

○議員（山本吉昭） 40 節の八幡浜・大洲地区ふるさと市町村圏基金出資・解約等返還金なんですけれども、これはいわゆるその趣旨といいますか、合併前から市町村合併前からそういうものがあったのかどうなのか、ちょっとお伺いをしたいと思いますけれども。

○総合政策課長（菊池嘉起） 議長

○議長（小泉和也） 総合政策課長

○総合政策課長（菊池嘉起） 只今のご質問ですけれども、この基金につきましては、平成 6 年に、合併前になりますけれども、基金は設けております。

○議員（山本吉昭） 議長

○議長（小泉和也） 山本議員

○議員（山本吉昭） 以前、ふるさとづくり推進費かなんかそういうふうな中で、各地区にそれも当時どっかの基金の取り崩した部分を各旧町単位で配分して、各地区で運用するような事業があったんですけれども、今現在ほんとうに高齢化して、地区の運営自体も困惑している。そういった中で、以前町長さんのお計らいで集会所の経費については、じゃあ町でやろうかということで、大変ありがたいんですけども、そういった中で、こういう性質のものというのは、一般会計に繰り入れるという説明があったんですけれども、そういうふうな運用の仕方といいますか、その以前つくっていただいた基金を枯渇して、各地区ではほとんどそういうふうな状況なんですけれども、そういう運用の方法について、今一度考えてもらえないのか。ちょっとお伺いをいたします。

○総合政策課長（菊池嘉起） 議長

○議長（小泉和也） 総合政策課長

○総合政策課長（菊池嘉起） この件につきましては、議員ご指摘のとおり、ふるさとづくりの推進の事業の方で各地区に配合をしてきた経緯もございまして、確かに枯渇している地区もあるのも現実としてありますけれども、それにつきましては、今後違ったかたちで、どういったことができるかっていうこと、地区からの要望の今ほど出て、私のところには、出ておりません。そういったことがありまして、それにつきましては、今後の動向を見極めながら、対応していくこととさせていただきたいというふうには思っておりますけれども、今回につきましては、一般財源として受け入れるということで、予算の方を提案させていただいたという次第でございます。よろしく願いいたします。

○議員（山本吉昭） 議長

○議長（小泉和也） 山本議員

○議員（山本吉昭） 確かに各地区のそういう要望等もあろうかと思えます。そういういわゆる町が各地区に対して、こうだよってということについては、指導としては、町がとるべきだろうなと思えますので、是非ですね、検討していただいて、本当に小さな集落、端々の集落ってというのは、地区の事業もやりにくくなっております。そういった中で区費もあげないけんのかなという地区もあったりしますので、是非ですね、検討をお願いいたしたいと思えますが、いかがでしょうか。

○総合政策課長（菊池嘉起） 議長

○議長（小泉和也） 総合政策課長

○総合政策課長（菊池嘉起） その点につきましては、今後理事者とも相談させていただきまして、対応の方を検討してまいりたいというふうに思っております。よろしくをお願いいたします。

○議長（小泉和也） 他にありませんか。（「なし」の発言あり）歳入全般について質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）

次いで、表紙に帰って「債務負担行為の補正第2条第2表」第2表は6頁にあります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）

この補正予算全般について、質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第100号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第100号「令和3年度伊方町一般会計補正予算（第8号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第101号

○議長（小泉和也） 日程第3「令和3年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」議案第101号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長（林 栄作） 議長

○議長（小泉和也） 町民課長

○町民課長（林 栄作） 議案第101号 令和3年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明いたします。

事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,337万6千円を追加し、総額を16億4,591万1千円、直営診療施設勘定につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,515万9千円を減額し、総額を4億7,706万円とするものでございます。

それでは、事業勘定の歳出より主なもののご説明をいたしますので、7頁をお願いいたします。1款1項1目一般管理費は、人事異動に伴う人件費の増など総額477万6千円を増額しております。2款1項2目療養費は、実績の増により136万8千円増額しております。

9頁をお願いいたします。9款1項2目償還金は、保険給付費等交付金の過年度分の精算分等1,572

万4千円を増額しております。

次に歳入について、ご説明いたします。5頁をお願いいたします。1款1項1目国民健康保険税は、昨年10月末に比べ、世帯数及び被保険者数は減っているものの、7割軽減対象者及び2割軽減対象者が減となったため、483万3千円の増額となっております。4款1項1目保険給付費等交付金は、普通交付金、療養費及び高額療養費の増とその他、令和2年度普通交付金の実績修正報告による増で、213万2千円の増額となっております。6款1項1目一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金は、軽減対象者の増により、合計124万2千円の増額。職員給与費等繰入金は、人件費の増により477万6千円の増額。財政安定化支援事業繰入金は100万9千円、合計702万7千円を計上しております。

続きまして、直営診療施設勘定をご説明いたします。

まず、九町診療所の歳出からご説明いたしますので、27頁をお願いいたします。1款1項1目一般管理費は、人事異動に伴い、人件費を634万8千円減額しております。2款1項3目医薬品衛生材料費は、外来患者数の減により、150万を減額しております。

次に歳入について、ご説明いたしますので、26頁をお願いいたします。1款2項の診療収入の外来収入については、外来患者数の減により199万円の減額としております。

次に、瀬戸診療所の歳出について、ご説明いたします。34頁をお願いいたします。1款1項1目一般管理費は人事異動に伴い、人件費等を1,566万2千円減額しております。

35頁をお願いいたします。2款1項医業費は入院、外来患者数の減少により、医療用消耗器材費は、150万8千円、薬品衛生材料費は767万5千円減額しております。

次に歳入について、ご説明いたしますので、32頁をお願いいたします。1款1項入院収入は、患者数の減により、1,139万円減額しております。1款2項外来収入も患者数の減により、2,086万2千円減額しております。

次に、串診療所の歳出について、ご説明いたしますので、42頁をお願いいたします。1款1項1目一般管理費は、人事異動に伴い、人件費等を303万9千円減額しております。

次に歳入について、ご説明いたしますので、40頁をお願いいたします。1款2項外来収入は、患者数の減により、217万6千円減額しております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第101号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第101号「令和3年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第102号

○議長（小泉和也） 日程第4「令和3年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）」議案第102号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長（林 栄作） 議長

○議長（小泉和也） 町民課長

○町民課長（林 栄作） 議案第102号 令和3年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明いたします。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ236万8千円を減額し、総額を1億8,113万4千円とするものでございます。

歳出よりご説明いたしますので、6頁をお願いいたします。1款1項1目一般管理費は、人件費の増により103万7千円増額しております。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合からの変更決定通知に基づき、保険基盤安定負担金分は282万8千円、市町共通経費負担金分は55万3千円を減額しております。

次に歳入でございしますが、5頁をお願いいたします。2款1項一般会計繰入金は、歳出の負担金の減額に伴い事務費分、保険基盤安定分あわせて281万6千円を減額しております。5款4項1目雑入は、歳出の広域連合派遣職員の人件費の増額に伴い広域連合からの人件費負担金を44万8千円増額しております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第102号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第102号「令和3年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第103号

○議長（小泉和也） 日程第5「令和3年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第2号）」議案第103号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（中田克也） 議長

○議長（小泉和也） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中田克也） 議案第103号 令和3年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、介護保険事業における令和3年度上半期の給付実績をもとに、今後の支出見込みを精査し、必要となる予算といたしまして、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ599万6千円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ14億3,630万3千円に、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ8千円を減額し、歳入歳出それぞれ1,371万9千円とするものでございます。

それでは、補正予算の主なものについて、保険事業勘定の歳出からご説明いたしますので、7頁をお願いいたします。1款3項介護認定審査会費につきましては、人件費の決算見込みにより6万4千円を減額しております。2款1項介護サービス等諸費から、9頁の6項特定入所者介護サービス等費につきましては、実績に伴い、精算見込みにより補正計上いたしております。5款3項包括的支援事業、任意事業費につきましては、人件費及び事務費等の精算見込みにより、7万2千円を減額いたしております。

10頁をお願いいたします。6款1項基金積立金につきましては、現時点での決算見込みにより、140万4千円を減額いたしております。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、5頁をお願いいたします。4款1項国庫負担金から6頁の6款2項県補助金までの各費目の補正額につきましては、いずれも歳出に計上した介護給付費等の補正予算額に対しまして、各費目の補助率等を基に算出した補助金等を計上したものでございます。補助金と同様に、一般会計負担分といたしまして、8款1項一般会計繰入金を181万2千円を増額補正いたしております。

次に、介護サービス事業勘定の歳出について説明いたしますので、25頁をお願いいたします。1款1項1目介護予防サービス事業費につきましては、人件費及び事務費等の精算見込みにより8千円を減額計上いたしております。

これに係る歳入ですが、24頁をお願いいたします。2款1項1目一般会計繰入金を歳出に合わせまして、8千円減額しております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第103号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第103号「令和3年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第104号

○議長（小泉和也） 日程第6「令和3年度伊方町水道事業会計補正予算（第2号）」議案第104号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（山藤一也） 議長

○議長（小泉和也） 上下水道課長

○上下水道課長（山藤一也） 議案第 104 号 令和 3 年度伊方町水道事業会計補正予算（第 2 号）について、提案理由をご説明いたします。

表紙であります。第 2 条の収益的収入ですが、第 1 款水道事業収益におきまして、222 万 2 千円を増額し、総額を 3 億 3,679 万 3 千円にするものです。

収益的支出ですが、第 1 款水道事業費用におきまして、724 万 3 千円を減額し、総額を 3 億 9,733 万 2 千円とするものです。

次に予算に関する説明書の 1 頁をお願いいたします。収益的収入ですが、第 1 項の営業収益におきまして、222 万 2 千円を増額しています。これは水道使用料金の実績見込みとして増額するものです。

次に 2 頁をお願いいたします。収益的支出ですが、第 1 項の営業費用におきまして、822 万 9 千円を減額しています。内容といたしまして、2 目配水及び給水費は、主に実績見込みとして委託料及び備品消耗品費、材料費等の減額と 4 目総係費も実績見込みとして委託料及び手数料等の減額でございます。

第 2 項の営業外費用におきましては、支払い利息の増額と補正予算に伴う消費税の再計算により 98 万 6 千円を増額するものでございます。

以下、3 頁からは補正予算実施計画明細書を 6 頁まで、7 頁以降から令和 3 年度予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 104 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 104 号「令和 3 年度伊方町水道事業会計補正予算（第 2 号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第 105 号

○議長（小泉和也） 日程第 7「伊方町デイサービスセンターの指定管理者の指定について」議案第 105 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（中田克也） 議長

○議長（小泉和也） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中田克也） 議案第105号 伊方町デイサービスセンターの指定管理者の指定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、当該施設の現在の指定管理期間が、来年3月末で満了いたしますので、伊方町デイサービスセンター条例の規定に基づき、次期指定管理者を定め、施設の効率的、効果的な運営を目指すものでございます。

提案しております指定管理者につきましては、本年9月13日から10月13日にかけて公募を行い、11月8日の伊方町指定管理者選定委員会の審議により、社会福祉法人伊方町社会福祉協議会を指定し、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間、施設の管理運営を委ねるものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第105号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第105号「伊方町デイサービスセンターの指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第106号

○議長（小泉和也） 日程第8「瀬戸在宅高齢者共同生活支援施設の指定管理者の指定について」議案第106号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（中田克也） 議長

○議長（小泉和也） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中田克也） 議案第106号 瀬戸在宅高齢者共同生活支援施設の指定管理者の指定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、当該施設の現在の指定管理期間が、来年3月末で満了しますので、伊方町在宅高齢者共同生活支援施設条例の規定に基づき、次期指定管理者を定め、施設の効率的、効果的な運営を目指すものでございます。

提案しております指定管理者につきましては、本年9月13日から10月13日にかけて公募を行い、11月8日の伊方町指定管理者選定委員会の審議により、株式会社悠遊社を指定し、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間、施設の管理運営を委ねるものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（小泉和也） 末光議員

○議員（末光勝幸） この悠遊社に今後、令和4年から5年間、令和9年まで指定するわけですが、一昨日の日経新聞の一面に介護法関係ですね、1人でですね、4人まで面倒を見られるように法律改正というか検討に入ったというような、早ければ2022年度から実施というような記事がでておりました。今後このようなことで、現在非常にユニット数とかいろいろなもので限定されておりますけれども、今後こういった規制が緩んでくる可能性があると思いますが、今後の5年間におきまして、そのような情勢変化が予想されるわけですが、その辺り今後どのようにお考えかお伺いいたします。

○保健福祉課長（中田克也） 議長

○議長（小泉和也） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中田克也） 5年間指定管理料ゼロではありますけど、そういった法律改正等がありましたら、指定管理者と協議をいたしまして、指定管理料の見直しも含めて検討いたしたいと考えております。以上です。

○議長（小泉和也） よろしいですか。

○議員（末光勝幸） はい。

○議長（小泉和也） 他にありませんか。（「なし」の発言あり） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり） 討論なしと認めます。

これより議案第106号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり） 異議なしと認めます。

よって、議案第106号「瀬戸在宅高齢者共同生活支援施設の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第107号

○議長（小泉和也） 日程第9「伊方町観光物産センターの指定管理者の指定について」議案第107号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○観光商工課長（清水浩二） 議長

○議長（小泉和也） 観光商工課長

○観光商工課長（清水浩二） 議案第107号 伊方町観光物産センターの指定管理者の指定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、当該施設の現在の指定管理期間が来年3月で満了するため、伊方町観光物産センター条例の規定に基づき、次期指定管理者を定め、施設の効率化・効果的な運営を目指すものでございます。

提案しております次期指定管理者につきましては、本年9月13日から10月13日にかけて公募を行い、11月8日の伊方町指定管理者選定委員会の審議により、伊方町商工業協同組合理事長廣瀬秀晴を指定し、来年4月1日から5年間、施設の管理運営を委ねるものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 107 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 107 号「伊方町観光物産センターの指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 108 号

○議長（小泉和也） 日程第 10「伊方町農水産物処理加工施設の指定管理者の指定について」議案第 108 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○農林水産課長（菊池暁彦） 議長

○議長（小泉和也） 農林水産課長

○農林水産課長（菊池暁彦） 議案第 108 号 伊方町農水産物処理加工施設の指定管理者の指定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、現在の指定管理期間が、来年 3 月末で満了するため、伊方町農水産物処理加工施設条例の規定に基づき、来年度からの次期指定管理者を定め、施設の効率的、効果的な運営を目指すものでございます。

提案しております次期指定管理者につきましては、本年 9 月から 10 月にかけて公募を行い、伊方町指定管理者選定委員会の審議を経て、株式会社クリエイト伊方が選定され、令和 4 年 4 月 1 日から 5 年間、施設の管理運営を委ねるものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 108 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 108 号「伊方町農水産物処理加工施設の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 109 号

○議長（小泉和也） 日程第 11「伊方製氷施設の指定管理者の指定について」議案第 109 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○農林水産課長（菊池暁彦） 議長

○議長（小泉和也） 農林水産課長

○農林水産課長（菊池暁彦） 議案第 109 号 伊方製氷施設の指定管理者の指定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、現在の指定管理期間が、来年 3 月末で満了するため、伊方町製氷施設条例の規定に基づき、来年度からの次期指定管理者を定め、施設の効率的、効果的な運営を目指すものでございます。

提案しております次期指定管理者につきましては、本年 9 月から 10 月にかけて公募を行い、伊方町指定管理者選定委員会の審議を経て、株式会社クリエイト伊方が選定され、令和 4 年 4 月 1 日から 5 年間、施設の管理運営を委ねるものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 109 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 109 号「伊方製氷施設の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 110 号

○議長（小泉和也） 日程第 12「瀬戸製氷施設の指定管理者の指定について」議案第 110 号を議題といたします。

福島大朝議員は、地方自治法第 117 条の規定により、除斥の対象となりますので退席を求めます。

○議員（吉川保吉） 議長

○議長（小泉和也） 吉川議員

○議員（吉川保吉） ちょっと体調が悪いので、退席の許可をお願いいたします。

○議長（小泉和也） はい。

提案理由の説明を求めます。

○農林水産課長（菊池暁彦） 議長

○議長（小泉和也） 農林水産課長

○農林水産課長（菊池暁彦） 議案第 110 号 瀬戸製氷施設の指定管理者の指定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、現在の指定管理期間が、来年 3 月末で満了するため、伊方町製氷施設条例の規定に基づき、来年度からの次期指定管理者を定め、施設の効率的、効果的な運営を目指すものでございます。

提案しております次期指定管理者につきましては、本年9月から10月にかけて公募を行い、伊方町指定管理者選定委員会の審議を経て、八幡浜漁業協同組合が選定され、令和4年4月1日から5年間、施設の管理運営を委ねるものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第110号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第110号「瀬戸製氷施設の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

福島大朝議員の入場を求めます。

議案第111号

○議長（小泉和也） 日程第13「三崎種苗生産施設の指定管理者の指定について」議案第111号を議題といたします。

阿部吉馬議員は、地方自治第117条の規定により、除斥の対象となりますので退席を求めます。

提案理由の説明を求めます。

○農林水産課長（菊池暁彦） 議長

○議長（小泉和也） 農林水産課長

○農林水産課長（菊池暁彦） 議案第111号 三崎種苗生産施設の指定管理者の指定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、現在の指定管理期間が、来年3月末で満了するため、伊方町種苗生産施設条例の規定に基づき、来年度からの次期指定管理者を定め、施設の効率的、効果的な運営を目指すものでございます。

提案しております次期指定管理者につきましては、本年8月に申請を依頼し、伊方町指定管理者選定委員会の審議を経て、三崎漁業協同組合が選定され、令和4年4月1日から5年間、施設の管理運営を委ねるものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第111号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 111 号「三崎種苗生産施設の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

阿部吉馬議員の入場を求めます。

議案第 112 号・議案第 113 号

○議長（小泉和也） 日程第 14「愛媛県市町総合事務組合同規約の変更について」議案第 112 号及び日程第 15「愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について」議案第 113 号は、同一の事務組合に係るものであり、関連がありますので、会議規則第 37 条の規定により、一括議題といたします。ただし、採決は 1 件ごとに行います。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（橋本泰彦） 議長

○議長（小泉和也） 総務課長

○総務課長（橋本泰彦） 議案第 112 号 愛媛県市町総合事務組合同規約の変更について、提案理由のご説明をいたします。

この規約の変更につきましては、愛媛県市町総合事務組合の構成団体である「西予市」を共同処理事務構成団体から脱退させることに伴い、愛媛県市町総合事務組合同規約を改正する必要があり変更するものです。

改正内容については、新旧対照表により行いますので、別添の参考資料をご覧ください。

別表第 2、組合の共同処理する事務の内、第 4 項、日本国内で交通事故により災害を受けた構成団体の住民又はその遺族の生活の共済に関する事務、いわゆる交通災害共済保険事務について、構成団体である「西予市」を削除するものであります。

なお、附則においてこの規約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行するものです。

続きまして、議案第 113 号 愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について、提案理由のご説明をいたします。

この財産処分については、先ほどの愛媛県市町総合事務組合の構成団体である「西予市」が共同処理事務構成団体から脱退することに伴い、愛媛県市町総合事務組合の財産処分について所要の手続きをするものです。

手続きの内容としましては、次の頁をお願いします。交通災害共済保険事務の共同処理にかかる「西予市」の一切の財産について「西予市」の脱退に伴い、令和 4 年 4 月 1 日において、愛媛県市町総合事務組合に帰属させるものでございます。

以上、愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務団体からの脱退に伴う、規約の変更及び財産処分についての説明とさせていただきます。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これよりまず、議案第 112 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 112 号「愛媛県市町総合事務組合理約の変更について」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 113 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 113 号「愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 114 号

○議長（小泉和也） 日程第 16「八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合の規約の変更について」議案第 114 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総合政策課長（菊池嘉起） 議長

○議長（小泉和也） 総合政策課長

○総合政策課長（菊池嘉起） 議案第 114 号 八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合の規約の変更について、提案理由をご説明をいたします。

本案は、八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合の八幡浜・大洲地区ふるさと市町村圏基金を廃止することに伴い、当組合の規約を変更するための一部改正でございます。

改正の内容につきましては、参考資料の「新旧対照表」をお願いいたします。基金の設置について規定をしております、第 13 条処分の制限について規定をしております。第 14 条関係市町の権利について規定しております。第 15 条、以上の、3 条を削るものでございます。

なお、この規約は、附則におきまして、令和 4 年 4 月 1 日から施行することといたしております。

ご審議のうへ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 114 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 114 号「八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合の規約の変更について」は、原案のとおり可決されました。

○議員（菊池隼人） 議長

○議長（小泉和也） 菊池議員

○議員（菊池隼人） 休憩いいですか。

○議長（小泉和也） 暫時休憩いたします。

休憩 13時51分

再開 13時51分

議案第115号

○議長（小泉和也） お諮りいたします。本日、町長から「令和3年度伊方町一般会計補正予算（第9号）」議案第115号が提出されました。

また、議会運営委員会委員長及び原子力発電対策特別委員会委員長並びに議会改革特別委員会委員長からそれぞれ閉会中の継続調査の申し出が提出されております。ついては、これを日程に追加し議題にしたいと思っておりますがこれにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第115号「令和3年度伊方町一般会計補正予算（第9号）」並びに「議会運営委員会の閉会中の継続調査の件」、「原子力発電対策特別委員会の閉会中の継続調査の件」、「議会改革特別委員会の閉会中の継続調査の件」を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議事日程及び議案並びに申し出の写しを書記に配布させます。

追加日程第1「令和3年度伊方町一般会計補正予算（第9号）」議案第115号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 議案第115号 令和3年度伊方町一般会計補正予算（第9号）の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、子育て支援臨時特別給付事業について、1人あたり5万円の追加給付を速やかに行うため、関連経費を含め追加提案するものであります。

歳入歳出それぞれ4,542万2千円を追加し、総額を105億2,277万1千円とするものであります。

歳出といたしまして、3款民生費に子育て世帯臨時特別給付事業4,542万2千円を計上し、これに対します歳入として、15款国庫支出金2項国庫補助金に子育て世帯臨時特別給付費国庫補助金4,542万2千円を計上いたしております。

以上、令和3年度伊方町一般会計補正予算（第9号）の主な説明とさせていただきます。

なお、詳細につきまして、ご質問等がございましたら、担当課長より説明をさせますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。これより議案第 115 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 115 号「令和 3 年度伊方町一般会計補正予算（第 9 号）」は、原案のとおり可決されました。

議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（小泉和也） 追加日程第 2「議会運営委員会の閉会中の継続調査の件」を議題といたします。議会運営委員長から、伊方町議会会議規則第 75 条の規定により、次期定例会までの閉会中の間、所管事務のうち議会の運営に関する事項等について、継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、次期定例会までの閉会中の間、継続調査をすることにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、次期定例会までの閉会中の間、継続調査をすることに決定しました。

原子力発電対策特別委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（小泉和也） 追加日程第 3「原子力発電対策特別委員会の閉会中の継続調査の件」を議題といたします。原子力発電対策特別委員長から、伊方町議会会議規則第 75 条の規定により、次期定例会までの閉会中の間、原子力発電事業に関する事項について、継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、次期定例会までの閉会中の間、継続調査をすることにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、次期定例会までの閉会中の間、継続調査をすることに決定しました。

議会改革特別委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（小泉和也） 追加日程第 4「議会改革特別委員会の閉会中の継続調査の件」を議題といたします。議会改革特別委員長から、伊方町議会会議規則第 75 条の規定により、次期定例会までの閉会中の間、議会改革に関する事項について、継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、次期定例会までの閉会中の間、継続調査をすることにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、次期定例会までの閉会中の間、継続調査をすることに決定いたしました。

閉会宣告

○議長（小泉和也） これで、本日の日程はすべて終了いたしました。会議を閉じます。閉会にあ

たり町長から挨拶があります。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、会期中、慎重・審議をいただきまして、ご提案申し上げました全議案に対しまして、ご議決を賜り誠にありがとうございました。

会期中に議員各位から賜りましたご意見、ご要望等につきましては、率直に受けとめ、予算の執行等につきましては慎重を期してまいります。

また、子育て世帯臨時特別給付金につきましては、既に今月 20 日に 5 万円の支給を完了いたしておりますが、先ほど、一般会計補正予算（第 9 号）でご議決をいただきましたので、今月 27 日に 5 万円を追加して、合計 10 万円の支給を完了することといたしております。

これから寒さも一層増してまいります。議員各位におかれましては、健康にご留意をされ、町政発展のため、なお一層のご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。閉会のご挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

○議長（小泉和也） これをもちまして、伊方町議会第 67 回定例会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

（閉会時間 14 時 01 分）

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

伊方町議会議長

伊方町議会議員

伊方町議会議員